

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成30年7月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日
平成30年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はちろうプロジェクト
- 3 代表者の氏名
石川 紀行
- 4 主たる事務所の所在地
潟上市飯田川下虻川字道心谷地17番地4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、八郎湖流域において、環境学習、八郎湖と住民をつなぐ流域ネットワーク構築、社会起業家の育成等の事業を通じて、未来の八郎湖再生を担う人材を育成することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
(1) 第5条（事業）